

改正

現行

第12次鳥獣保護管理事業計画書

平成29年10月 1日から

5年間

平成34年 3月31日まで

(平成30年4月1日改正)

石川県

第12次鳥獣保護管理事業計画書

平成29年10月 1日から

5年間

平成34年 3月31日まで

石川県

改正	現行
<p>はじめに (現行のとおり)</p> <p>第一 ~ 第三 (現行のとおり)</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (現行のとおり)</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) ~ (3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。 <u>オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密漁の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</u></p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>3 目的別の捕獲許可の基準 (現行のとおり)</p> <p>4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>4-1 ~ 4-3 (現行のとおり)</p> <p>4-4 販売禁止鳥獣等</p> <p>(1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣などの販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可する。 ① 販売の目的が法第24条第1項及び施行規則第23条に規定する目的に適合すること。 ② 捕獲した<u>個体若しくはその加工品又は採取した卵</u>が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件 <u>ヤマドリ</u>の販売許可証を交付する場合の条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。 <u>オオタカ</u>の販売許可証を交付する場合の条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。 なお、販売禁止鳥獣等の販売許可は、権限を市町に移譲しており、許可の考え方及び許可の条件について適正となるよう指導するものとする。</p> <p>4-5 (現行のとおり)</p> <p>第五 ~ 第十 (現行のとおり)</p>	<p>はじめに (略)</p> <p>第一 ~ 第三 (略)</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (略)</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 目的別の捕獲許可の基準 (略)</p> <p>4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>4-1 ~ 4-3 (略)</p> <p>4-4 販売禁止鳥獣等</p> <p>(1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣などの販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可する。 ① 販売の目的が法第24条第1項及び施行規則第23条に規定する目的に適合すること。 ② 捕獲した<u>ヤマドリ</u>の<u>食用品としての販売など</u>、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合の条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。 なお、販売禁止鳥獣等の販売許可は、権限を市町に移譲しており、許可の考え方及び許可の条件について適正となるよう指導するものとする。</p> <p>4-5 (略)</p> <p>第五 ~ 第十 (略)</p>